

令和8年度訪問看護ステーション協働育成支援事業費補助  
対象事業所募集要項

1 事業概要

(1) 目的

この事業は、訪問看護ステーションに対し、複数の事業所が協働し、看護職員の育成等を行う場合の経費を補助することで、事業所のサービスの質の向上、規模拡大等を支援し、都内訪問看護ステーション全体の質の向上につなげることを目的としています。

(2) 事業内容

ア 同行訪問【必須事業】

看護職を対象とし、希望者の有する看護等の経験、知識、技術に応じた実践的な同行訪問を原則10日以上実施。なお、対象となる看護職は本事業で協働した事業所（以下「協働事業所」という。）に勤務する看護職に限らない。

イ 研修会【必須事業】

同行訪問を実施した看護職を対象とし、カンファレンス、勉強会または手技演習等、同行訪問を補完する研修会を実施。

ウ 連絡会【必須事業】

本事業の実施内容の検討や実施状況報告等について、協働事業所が連絡会を開催。

エ 合同採用説明会【任意事業】

協働事業所同士が合同で採用説明会を実施。

オ 地域との連携強化事業【任意事業】

協働事業所が合同で行う、地域の訪問看護師の育成や定着、地域の医療・介護関係者の連携強化、地域住民に対する在宅療養等の普及啓発等の地域との連携強化を目的とした講演会等。

カ その他本事業の目的を達成するために、都が必要と認める取組【任意事業】

2 対象事業所

都内に所在する介護保険法に定める訪問看護ステーション

※ 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項本文の指定を受けた者で、法第8条第4項に規定する訪問看護を行う事業者（法第71条の規定により開設者が指定居宅サービス事業者とみなされた病院及び診療所（以下「みなし指定の医療機関」という。）を除く。）

3 応募資格

上記2の事業所を運営し、かつ以下の全ての条件を満たす事業所が、本事業の応募資格を有します。

- (1) 1に示す事業を実施することができること。
- (2) 東京都暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 18 日条例第 54 号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 対象となる訪問看護ステーションが、都内に所在していること。
- (4) 対象となる訪問看護ステーションの業務に従事する保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）について、初年度の応募の時点において、常勤換算方法で2.5以上かつ7未満となる員数を配置している事業所が協働する事業所の中に最低一つは含まれていること。
- (4) 協働する事業所が同一の法人のみで構成されていないこと。
- (5) 同行訪問にあたっては、訪問看護経験が豊富な常勤の看護職を指導者として充てること。
- (6) 対象となる訪問看護ステーションに都の実地指導等で指摘があった場合は、その改善状況報告書が都へ提出され、都において、改善が確認されていること。

#### 4 対象事業所実施内容

1(2)に示す事業について、1から3か年の事業計画を立て、事業計画書に基づき、実施してください。

#### 5 補助の対象

以下のとおり、「令和8年度訪問看護ステーション協働育成支援事業費補助金交付要綱」に定める範囲で都が補助を行います。

1 区分	2 種目	3 経費項目	4 基準額	5 補助率
必須事業	(1) 同行訪問	受入指導謝礼金 指導謝礼金、 同行訪問期間中の対象職員の給与費、資料代、郵送費、 保険加入費	180万円 なお、以下の項目については、記載の単価を上限とする ○受入指導謝礼 2,000円(研修生1人につき1日毎) ○指導謝礼	10 / 10
	(2) 研修会	講師謝礼、運営経費、資料代、研修機器購入費、郵送費	(看護職)13,550円(研修生1人につき1日毎) (施設代表):20,000円(研修生1人毎)	

	(3) 連絡会	人件費、資料代、郵送費	○外部講師 (看護職) 9,500円
任意事業	(4) 合同採用説明会	資料代、会場費、役務費(新聞折り込み等)、消耗品費	／時間 (看護管理者) 10,500円／時間 (医師) 13,700円
	(5) 地域との連携強化事業	運営経費(事務職員人件費)、講師謝礼、資料代、研修機器購入費	／時 ○訪問看護師の給与 (新任) 2,400円／時 (新任以外) 3,200円／時
	(6) その他	人件費、資料代、会場費、郵送代、消耗品等	○その他職員の給与 1,226円／時 研修機器購入 10万円 ○(6) その他取組み 20万円

## 6 応募方法

- (1) 以下のアドレスの LoGo フォームより基本情報の入力及び書類の提出をしてください。

<https://logoform.jp/form/tmgform/1462649>



- (2) 提出書類

- ア 令和8年度訪問看護ステーション協働育成支援事業への応募について(かがみ文)
- イ 令和8年度教訪問看護ステーション協働育成支援事業計画書
- ウ 令和8年度訪問看護ステーション協働育成支援事業予算計画書
- エ 勤務形態一覧表(協働する全事業所分提出お願いいたします。)

※ 書類は上記の応募アドレスのフォームにて提出してください。

※ 提出書類の様式は、東京都福祉局のホームページにおいてダウンロードできます。

- (3) 提出期限

令和8年6月24日(水曜日)

## 7 審査方法

- (1) 審査方法

上記6により提出された書類を基に東京都が設置する審査委員会において審査を行い、

審査結果を踏まえ、東京都が対象事業所を採択します。

#### (2) 審査結果の通知について

上記(1)の審査結果については、審査の対象となった全ての申請者に書面で通知します。

### 8 審査のポイント

審査委員会では、以下の内容を中心に審査を行います。

ア 事業の目的・趣旨及び事業内容の理解

イ 課題及び目標の設定

ウ 事業内容の妥当性

エ 事業終了後の将来的な展望

### 9 審査の際考慮する事項

上記8の審査のポイント以外に、以下の点を審査の際に考慮する可能性があります。

#### (1) 同一法人内の別事業所の応募状況

同一法人内の複数事業所の応募も可能ですが、それぞれの応募について審査のポイントに基づく評価が高い場合でも、審査の際に同一法人内の別事業所の応募状況が考慮され、いずれかの応募が採択されない可能性があります。

(2) その他、教育ステーションの候補となることを目標とする場合は教育ステーションの設置状況等、上記以外の点についても考慮の上、審査する可能性があります。

### 10 審査に係るスケジュール

#### (1) 募集期間

令和8年6月24日(水曜日)まで

#### (2) 対象事業所決定

令和8年7月中(予定)(審査結果を通知します。)

### 11 補助金の交付申請手続き

10(2)において対象事業所として採択された事業者は、別途指定する期間に、交付申請書類を提出してください。

### 12 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合には、応募を受け付けません。また、対象事業所として決定した後、次のいずれかの事項に該当することになった場合、又は該当していたことが明らかになった場合には、その決定が取り消されます。

(1) 応募資格の各項目を満たしていない場合

- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、申請及び事業の実施に当たり著しく信義に反する行為があった場合

### 13 その他

- (1) 応募に関する費用は、全て応募者の負担となります。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) 審査委員会は非公開です。審査内容に関する質問にはお答えできません。

### 14 担当及び問合せ先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都福祉局高齢者施策推進部在宅支援課 介護医療連携推進担当

電話03(5000)7560